

広島県縮景園・広島県立美術館
指定管理者募集要項

令和8年7月

広島県

広島県縮景園・広島県立美術館指定管理者募集要項

1 目的

この要項は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定に基づく、広島県縮景園及び広島県立美術館両施設の管理を行う指定管理者を選定するために必要な事項を定める。

なお、応募に当たっては、この要綱に定めるもののほか、次の規定を参照すること。

- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- 広島県公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年広島県条例第 28 号）（以下「指定手続条例」という。）
- 広島県公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年広島県規則第 47 号）（以下「指定手続条例施行規則」という。）
- 博物館法（昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号）
- 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
- 労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）ほか労働関係法令
- 広島県縮景園設置及び管理条例（昭和 39 年広島県条例第 36 号）（以下「縮景園条例」という。）
- 広島県縮景園管理規則（平成 21 年広島県規則第 32 号）（以下「縮景園管理規則」という。）
- 広島県立美術館条例（昭和 43 年広島県条例第 20 号）（以下「美術館条例」という。）
- 広島県立美術館管理規則（昭和 43 年広島県教育委員会規則第 1 号）（以下「美術館管理規則」という。）
- 広島県物品管理規則（昭和 39 年広島県規則第 33 号）
- 広島県行政手続条例（平成 7 年広島県条例第 1 号）
- 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年広島県条例第 33 号）ほか個人情報関係法令
- 広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）
- 広島県都市公園条例（昭和 55 年広島県条例第 29 号）
- 広島県都市公園条例施行規則（昭和 55 年広島県規則第 71 号）
- 広島県の休日定める条例（平成元年広島県条例第 2 号。以下「休日条例」という。）
- 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）

2 指定管理者の指定

- 広島県縮景園及び広島県立美術館の次期指定管理者については、指定管理者指定申請者（以下「申請者」という。）が指定管理者としてふさわしいかどうか指定手続条例第 3 条に掲げる基準に基づき総合的に審査の上、指定管理者候補者 1 団体を選定する。
- 広島県は、県議会の議決を経て、指定管理者候補者を指定管理者として指定する。

3 施設の概要

（１）縮景園

ア 施設名称	広島県縮景園
イ 所在地	広島市中区上幟町 2 番 11 号
ウ 設置目的	名勝庭園を保存し、その活用を図り、もって県民福祉の増進に資する
エ 開園年月	昭和 15 年 4 月〔築庭は元和 6（1620）年〕
オ 施設概要	
（ア）敷地面積	37,332.22㎡ （国指定名勝面積 50,995.66㎡ 京橋川の中程までを含む）
（イ）形式	池泉回遊式庭園 園の中央に池（濯纒池）を掘り、その周囲に山・溪谷・橋・茶室・四阿を巧妙に配置し、園路により回遊できるようにした庭園

- (ウ) 主な施設 < 池 > 濯纓池、跨虹橋
 < 茶室 > 清風館、明月亭、夕照庵
 < 四阿 > 悠々亭、超然居
- (エ) 附帯施設 事務所 (116.57 m²)、売店 (61.59 m²)、駐車場 (848.22 m²)、その他 (倉庫、便所)
- (オ) 建物の構造 木造平屋建 (茶室、四阿、事務所、売店、倉庫、便所の一部)
 鉄骨造2階建 (倉庫)
- (カ) 設備・備品 別紙 10「広島県縮景園施設・設備維持管理業務仕様書」参照

(2) 美術館

- ア 施設名称 広島県立美術館
- イ 所在地 広島市中区上幟町2番22号
- ウ 設置目的 美術に関する県民の知識及び教養の向上に資する
- エ 開館年月 昭和43年9月〔平成8年10月全面改装〕
- オ 施設概要
- (ア) 敷地面積 48,525.26 m²
- (イ) 施設構造 地上4階・地下1階・塔屋1階
 鉄骨・鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造及び鉄筋コンクリート造
- (ウ) 建築面積 4,344 m²
- (エ) 延床面積 19,926 m²
- (オ) 主な施設 < 1階 > メインロビー、情報ギャラリー、図書室
 < 2階 > 常設展示室 (展示室5室、1,771 m²)
 < 3階 > 企画展示室 (前室と展示室3室、1,306 m²)
 < 地階 > 県民ギャラリー (1,016 m²)、講堂 (234 m²、移動式202席)
- (カ) 附帯施設 < 1階 > レストラン (239.04 m²)、ミュージアムショップ (156.50 m²)
 < 3階 > ティールーム (64.98 m²)
 < 地階 > 駐車場 (2層、67台収容)
- (キ) 設備・備品 別紙 17「広島県立美術館電気・機械設備運転管理保守業務仕様書」等参照

4 申請資格

- (1) 法人等の団体であること。(法人格の有無は問わない。)
- (2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合も含む。)の規定により、本県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要綱及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において指名除外措置を受けている者
- オ 当該法人等の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者
- カ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- キ 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (3) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。
- (4) 縮景園・美術館の施設の管理に当たって必要な資格等を有すること。外部に委託する場合は、

委託先が資格及び免許等を有していること。(別紙1「広島県縮景園・広島県立美術館指定管理業務の遂行上必要な資格等一覧」参照)

- (5) 令和4年4月1日から公告日までの間において、完成検査を終了している植栽工事又は植栽管理業務の施工実績を有し、かつ、次の要件を全て満たす者が、広島県縮景園樹木等維持管理業務(別紙14「広島県縮景園樹木等維持管理業務仕様書」の業務)を行うこと。

(広島県縮景園樹木等維持管理業務を外部に委託する場合は、委託先が当該実績を有し、かつ次の要件を全て満たしていること。)

ア 令和7・8年度の広島県建設工事入札参加資格について、建設工事指名業者等選定要綱に基づいて指名競争入札参加資格の認定を受けた業種が「造園工事」であり、その格付けがA又はBであるもの。

イ 一級造園施工管理技士(10年以上の実務経験を有する者に限る。)及び一級造園技能士を期間中専任配置できるもの。

5 公募に関するスケジュール等

(1) 指定管理者募集要項の配布

広島県のホームページで閲覧できるほか、次の場所で配布するとともに郵送も可能とする。

- ア 配布期間 令和8年7月17日(金)～令和8年9月24日(木)
ただし、広島県の休日に定める条例第1条第1項に規定する休日は除く。
- イ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、12時から13時を除く)
- ウ 配布場所 広島県環境県民局文化芸術課
- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 〒730-8511 | 広島市中区基町 10-52 (県庁南館 3階) |
| 電話 | 082-513-2719 |
| FAX | 082-227-2549 |
| E-mail | kanbunka@pref.hiroshima.lg.jp |

エ 郵送を希望する場合

返信先を記入したゆうパックの着払い伝票を貼付した角2マチ付き封筒を配布場所宛に送付し請求すること。なお、その際は、連絡先を記入した書類(郵便番号、所在地、団体名、担当者名、電話番号)を同封すること。

オ 募集要項については、広島県のHPへ掲載する(ダウンロード可)。

広島県のHP (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

(2) 現地説明会

指定管理者に申請予定の者は、可能であれば、現地説明会に参加すること。

- ア 開催日時 令和8年8月5日(水)午後2時(予備:同日午前10時)
- イ 集合場所 広島市中区上幟町2番22号 広島県立美術館 1Fロビー
- ウ 開催内容 募集要項等の説明及び施設見学
- エ 参加人数 1申請者につき2名まで
- オ 申込方法 現地説明会参加申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、郵送、FAX又は電子メールにより、開催日の3日前までに本要項19の申請書提出先へ申し込む。

(3) 募集要項に関する質問

質問等は原則として文書で行うこと。

- ア 受付期間 令和8年7月17日(金)～令和8年8月21日(金)
ただし、広島県の休日に定める条例第1条第1項に規定する休日は除く。
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 質問方法 質問票(様式第2号)に記入の上、本要項19の申請書提出先へ電子メールにより提出すること。
- エ 回答方法 質問に関する回答は、原則として電子メールにより速やかに行う。また、簡易な質問(募集要項に記載されている事項や公知の事実など)を除き、提出された質問と回答を、広島県のホームページに随時掲載する。

(4) 申請書等の受付

指定管理者の指定を受けようとする者は、本要項6に記載されている書類を提出すること。

なお、提出後は、軽微な変更を除いて提出した書類の記入内容を変更できない。

- ア 受付期間 令和8年9月7日(月)～令和8年9月24日(木)
ただし、広島県の休日に定める条例第1条第1項に規定する休日は除く。

- イ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ウ 提出方法 原則、本要項 19 の申請書提出先へ郵送する。なお、上記アの受付期間内に必着すること。

(5) 指定管理者の候補者を選定するための審査

書類による審査を行った後、県が指名した委員により構成する広島県指定管理者選定委員会文化部会（以下「選定委員会」という。）において、申請者のプレゼンテーションによる審査を次のとおり行う。

- ア 開催日時 令和 8 年 10 月中旬（予定）
 - イ 開催場所 広島市中区基町 10-52 広島県庁舎内会議室（予定）
- なお、日時、場所、実施方法等については、申請者に対し別に通知する。

(6) 選定方法

選定委員会において、本要項 7 の審査基準に基づき申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。

(7) 選定結果の通知等

選定結果は、令和 8 年 11 月中旬を目途に文書で申請者全員に通知するとともに、県ホームページで公開する。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故等があるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

(8) 留意事項

- ア 費用負担
申請に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 重複申請の禁止
次に掲げる重複応募を禁止する。
 - (ア) 申請を行う者が、複数の申請書を提出すること。(1 団体 1 申請のみ)
 - (イ) 単独応募を行った者が他の共同企業体の構成員となることや、ある共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員になること。
重複応募を行った者(共同企業体の一部の構成員が重複応募を行った場合は、両方の共同企業体が該当。) は、審査の対象から除外(失格) する。

ウ 提出書類の変更

指定管理者指定申請書等提出後は、記載内容の変更(字句の誤りなど軽微な修正を除く。) は認めない。

エ 申請の辞退

指定管理者指定申請書等提出後に申請を辞退する場合は、辞退届(様式第 10 号) を速やかに提出すること。

オ 不正行為の禁止

提出書類に虚偽又は不正な記載があった場合、その他応募団体及びその関係者において、不正な行為があった場合は審査の対象から除外(失格) する。

カ 提出書類の取扱い

- (ア) 著作権の帰属
提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、広島県は、指定管理者の選定や候補者の決定、指定の公表等における選定理由の説明などの必要性から、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (イ) 提出書類の返却
提出書類は、いかなる場合も返却しない。
- (ウ) 提出書類の公表
申請者から提出された事業計画書等については、選定者又は落選者の如何に関わらず、行政文書開示請求があった場合、広島県情報公開条例に基づき開示する。

キ 共同企業体の場合

- (ア) 共同企業体の形態で応募を行う場合は、必ず代表団体を定めること。
- (イ) 書類提出(申請) 後における構成団体の変更は認めない。

(9) 指定管理者の指定及び協定の締結

令和 8 年広島県議会 12 月定例会に指定管理者の指定の議案を提出の上、議決後に指定管理者

に指定するとともに協定を締結する予定である。

6 申請の際に提出する書類の内容

次の(1)から(6)までの書類を正本1部、副本10部及びC D等電子媒体1枚で提出すること。
なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格 A 列4とし、ファイル等
として提出すること。

- (1) 指定申請書(様式第3号)
- (2) 事業計画書(様式第4号の1)
- (3) 利用料金の設定額とその考え方(様式第4号の2)
- (4) 収支計画書(様式第4号の3)
- (5) 事業計画書(概略版)(様式第4号の4)
- (6) 添付書類

(共同事業体の形態をとる場合は、構成員全てについて提出すること。)

ア 定款又は寄附行為、その他これに準ずる書類

イ 法人等であることを証する書類

区 分	書類の例
法人の場合	登記簿謄本など
地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の証明書など
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など 共同企業体の場合は、共同企業体協定書など

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書及び前事業年度から3箇年の収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
新たに設立される法人等については、申請書を提出する日の属する事業年度に係るもののみで足りることとする。

エ 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書

オ 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者(本要項4の(2))に該当しないことを証する書類(申請資格を持たない者に該当しない旨の申立書(様式第5号)、広島県税、消費税及び地方消費税の納税証明書)

カ 共同企業体の形態をとる場合は、共同企業体協定書(様式第6号)

キ 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書(様式第7号)

ク 指定管理業務の遂行上必要又は有用な資格等保有者の一覧表(様式第8号)

ケ 指定を受けようとする公の施設と同種あるいは類似の施設の管理運営実績を証する書類(様式第9号)

【実績を証する書類の内容例】

- ・同種又は類似施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模(面積や建物の概要等)、施設の目標と目標達成に向けた取組、取組による成果等
- ・同種又は類似施設の管理運営体制、管理運営業務の期間
- ・同種又は類似施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

ケ 障害者の雇用状況を確認できる書類

【証する書類】

区 分	障害者の雇用状況を証する書類
障害者の雇用義務のある者	公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し
障害者の雇用義務のない者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(両方必要、ともに写しで可) 本人の身体者障害者手帳又は療育手帳等 本人の健康保険証 等

サ 電子データの保存等の状況を確認できる書類(様式第11号)

- ・電子データの保存に使用する媒体等の名称
- ・電子データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地
- ・クラウドサービス等のオンラインストレージの利用の有無
- ・再委託等の有無

7 審査基準等

- (1) 指定管理者の候補者の選定は、指定手続条例第3条に定める次の基準に基づき、選定委員会において定めた審査方法により、総合点数方式による採点の上、選定する。
- (2) なお、縮景園は名勝庭園を保存し、その活用を図り、もって県民の福祉の増進に資するため、また、美術館は美術に関する県民の知識及び教養の向上に資するため、安定的な維持管理を図ることが重要であると考えていることから、施設の審査項目の「利用促進、新たなイベント提案」及び「維持管理水準の妥当性」を重点項目として、配点ウエイトを高く設定している。

項 目	評価方法	ウエイト
○利用者サービスの向上・確保 ・開園（館）時間、休園（館）日などは利用者ニーズに的確に応えたものか。 ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込か。 ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか。 ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制、日常的な危機管理方法等を含む）。 ・縮景園・美術館の連携について隣接したメリットを生かした魅力的な提案がなされているか。 ・利用料金の設定は適切か。	総合審査により5段階評価（ ）	15
○利用促進、新たなイベント提案 ・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か。 ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか。 ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか。 ・県施策への協力等に係る考え方はどうか。 ・特定の者等に有利な利用とならないか。		20
○維持管理水準の妥当性 ・植栽・池水管理は仕様書基準を満たしているか。 ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか。 ・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか。 ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか。 ・植栽管理業務の実績やノウハウを有しているか。 ・庭園管理技術者の育成、確保について適切な提案がなされているか。		20
○申請者の経営状況・信頼性 ・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か。 ・財務状況は健全か。 ・不測の事態への対応（保険等）はどうか。 ・個人情報の取扱いが適切に行えるか。 ・県との連携、協働体制に係る考え方は適切か。 ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか。 ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか。 ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か。 ・有資格者、経験者の配置状況は適切か。		15
○申請者の取組姿勢 ・施設の目的・公共性の理解度はどうか。 ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか。 ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか。		10
○申請提案額（金額評価） $\text{最低提案金額} \div \text{申請者の提案金額} \times 10$ （小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て） （指定期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格	各申請者の点数 = 10 × 最低提案額 / 申請提案額	10

○申請提案額の実現性 ・申請提案額と事業計画は整合しているか。 ・経費の効率化の方策の内容は妥当か。 ・収支計画書の内容は適切か。	総合審査により5段階評価()	10
計		100

5段階評価 → 1:劣る 2:少し劣る 3:普通(同程度) 4:優れている 5:特に優れている

8 業務の範囲

指定管理者が実施する業務は、次のとおりとする(詳細は、別紙4～22を参照)。

なお、縮景園の文化財庭園の保存・継承・活用業務、美術館の学芸業務及び縮景園・美術館の広報・イベント業務については、広島県が実施する。

(1) 縮景園・美術館共通業務

- ア 業務の概要
- イ 施設運営に必要な連絡調整に関する事
- ウ 休園(館)日、開園(館)時間、利用時間の変更に関する事
- エ 公金の取扱いに関する事
- オ 危機管理及び施設内秩序維持に関する事
- カ 内部管理業務に関する事
- キ 事業報告書等に関する事
- ク 調査、監査等に関する事
- ケ 組織体制に関する事
- コ 施設の維持管理(一般廃棄物)に関する事
- サ 行政財産又は都市公園の使用等許可施設の運営に関する事

業務の詳細については、別紙4～7のとおり

(2) 縮景園業務

- ア 園内施設及び駐車場の利用の許可等に関する事
- イ 施設及び附属設備等の維持管理及び修繕に関する事
- ウ 庭園管理技術者の確保、育成に関する事
- エ 入園券の販売及び入園料の徴収に関する事
- オ 利用案内等に関する事
- カ 伝統文化行事等の実施及び伝統文化に関する学習活動の支援に関する事
- キ 広報に関する事
- ク 統計・ニーズ調査等に関する事
- ケ 関係機関との連携に関する事

業務の詳細については、別紙8～14のとおり

(3) 美術館業務

- ア 県民ギャラリー、講堂及び駐車場の利用の許可等に関する事
- イ 施設及び附属設備等の維持管理並びに修繕に関する事
- ウ 入館券の販売及び入館料の徴収に関する事
- エ 利用案内等に関する事
- オ 美術等に関する学習活動の支援及び情報発信に関する事
- カ 広報に関する事
- キ 統計・ニーズ調査等に関する事
- ク 関係機関との連携に関する事
- ケ 特別展の開催に関する事
- コ 特別展の企画に関する事
- サ その他

業務の詳細については、別紙15～22のとおり

9 指定管理者と広島県のリスク分担

基本的なリスク分担の考え方は、次表のとおりとする。詳細は別紙2「リスク分担表」を参照のこと。

リスクの種類		リスクの内容		負担者		備考
				広島県	指定管理者	
共通事項	不可抗力によるリスク	広島県又は指定管理者の行為とは無関係に生じる事象で、通常の予防では防止し得ないもの（戦争、テロ、風水害、地震等）	施設等の復旧	○		
			応急措置及び施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）		○	
	制度関連リスク	法制度の新設・変更に伴うもの	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するもの	○		
			管理基準の変更によるコストの増加	○		注) 1
		上記に伴う新たな許認可等の取得	上記以外		○	
			施設等の設置に伴うもの	○		
	税制度リスク	税制度の変更に伴うもの	指定管理者制度、各施設の設置管理条例に影響を及ぼすもの（消費税等）		○	注) 2
			法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税等）		○	
			減免要件に該当するものに行うもの	○		
	社会リスク	住民対応リスク	施設等の設置に係るもの	○		
			上記以外		○	注) 3
		環境問題リスク	施設等の設置に係る瑕疵に伴うもの	○		
	上記に伴う業務の中止リスク	広島県の責めによるもの（債務不履行、施設の廃止等）	上記以外		○	注) 3
			指定管理者の責めによるもの（事業放棄・破綻等）	○		
維持管理業務	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延	規定整備、債務負担措置等の遅延に伴うもの	○		
			運転資金確保、開業準備等の遅延に伴うもの		○	
	支払遅延・不能リスク	広島県の管理経費の支払遅延・不能等に伴うもの		○		
	計画変更リスク	管理業務の内容変更	広島県による新たな施設整備に伴うもの	○		
			上記以外		○	
	施設瑕疵リスク	施設等の設置瑕疵に伴うもの		○		
	維持管理水準リスク	提供サービス水準の維持			○	
	維持管理コストリスク	維持管理コストの増大・減少	広島県の責めによる業務内容の変更に伴うもの	○		
			上記以外（物価・金利の変動等）		○	注) 4
	施設等損傷リスク	事故・火災等によるもの			○	注) 5
			劣化によるもの（電球交換等）		○	
	物品更新リスク	広島県に帰属する備品（美術品等を除く。）の更新・購入取得			○	注) 6
	修繕費リスク	大規模修繕		○		注) 7
		小規模修繕			○	
		管理施設の利用不能による収入の減少	広島県が行う大規模修繕工事によるもの			
			上記以外の修繕工事によるもの		○	
その他業務	来園(館)者リスク	来園(館)者、展示施設等利用者とのトラブル等			○	注) 3
	事故リスク	来園(館)者の事故、食中毒等	県の施設等の設置瑕疵に係るもの	○		
			上記以外		○	
	盗難紛失リスク	金銭と物品の盗難、紛失等			○	
	営業リスク	レストラン等の営業に伴うトラブル、事故等			○	注) 8
	イベントリスク	指定管理者の自主事業の実施に伴うトラブル、事故等			○	

10 指定期間

指定管理者が管理運営を行う期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

11 広島県が支払う委託料の額（管理費用基準額）

指定期間中に広島県が支払う管理費用の総額は、次の額を上限とし、災害等の特別な場合を除き原則として増額しない。

1,622,680千円（5年間）

12 利用料金

（１）利用料金制の採用

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用する。

（２）利用料金の内容

縮景園	園内施設（清風館、明月亭） 駐車場
美術館	県民ギャラリー（5室） 講堂、駐車場

（３）利用料金の額

利用料金の額は、縮景園条例又は美術館条例の別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が、知事の承認を得て決定する。

なお、指定期間中の設定利用料金及びその収入見込による収支計画を利用料金の設定額とその考え方（様式第4号の2）及び収支計画書（様式第4号の3）に記述すること。

（４）利用料金の減免

利用料金の減免は、縮景園条例第14条及び縮景園管理規則第11条並びに美術館条例第14条及び美術館管理規則第9条の規定により、指定管理者において行う。

13 広島県が支払う負担金の額

指定期間中の縮景園条例、美術館条例、縮景園管理規則及び美術館管理規則に定める利用料金の減免額については、予算の範囲内で補填（全額）する。なお、過去3年間の実績については、次のとおりである。

【参考：過去3年間の実績】

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均
利用料金減免	8,308,560円	8,049,090円	9,182,850円	8,513,500円

14 協定に関する事項

指定管理者候補者として選定され議会の議決を得た後、指定管理者としての指定を行い、同時に、管理に係る細目的事項、県が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、協定書を作成し、締結する。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度の事業実施に係る細目を定めた「年度別協定」に分けて締結する。

（１）基本協定

基本協定の内容は、次の事項を予定している。

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 指定期間
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 本県が支払う管理費用に関する基本的な事項
- オ 情報公開に関する事項
- カ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 事業報告、業務報告、業務点検に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 物品の取扱いに関する事項
- コ リスク分担に関する事項

（２）年度別協定

年度別協定の内容は、次の事項を予定している。

- ア 当該年度の業務に関する事項
- イ 当該年度に本県が支払う管理費用に関する事項
- ウ その他

15 組織体制

指定管理者は、縮景園・美術館の職員と緊密に連携・協力して、縮景園・美術館の機能を最大限発揮できるよう、適切な職員配置を行うこと。

- (1) 指定管理業務の総括責任者を配置する。
- (2) 施設の管理運営に支障が生じない体制とする。
- (3) 管理運営業務が適切に行われているかについてチェックできる体制を確立する。
- (4) 広島県（縮景園・美術館及び文化芸術課）及び関係者（レストランなどの運営を再委託する場合はその再委託先等）との連絡体制を明確にする。

16 その他

(1) 協定締結前の取扱い

指定管理者候補者として選定後、協定の締結までに次の事項に該当するに至ったときは、その選定を取消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(2) 業務遂行の準備

指定を受けたときは、自己の責任及び負担において、令和9年4月1日から円滑に業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えなければならない。

(3) 納税義務

指定管理者は、消費税、法人税、法人事業税、事業所税等の納税義務を負う場合があるので、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認すること。

(4) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

知事は、指定手続条例第6条の規定によって、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し又は管理業務の停止を命じることがある。

(5) 広島県行政手続条例の適用

指定管理者は、広島県行政手続条例第2条第2号の「行政庁」に該当するため、利用許可等は同条例の規定に基づいて行うこととなる。

(6) 広島県個人情報保護条例の適用

指定管理者は、広島県個人情報保護条例の適用を受け、施設の管理に当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、県と同等の責務（収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限等）を負う。

(7) 広島県情報公開条例の適用

指定管理者は、広島県情報公開条例の適用を受け、情報公開の努力義務を負う。

また、指定管理者は、指定後に県と締結する協定に基づき、県から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じる義務を負う。

(8) 行政財産又は都市公園の使用等許可

広島県は、縮景園・美術館の利用者にサービスを提供するために設置する次の施設について、指定管理者に対し、行政財産又は都市公園の使用を許可する。

使用等許可を行う施設については、行政財産使用規則及び都市公園条例等に則った運営を行うこと。（運営を外部へ委託することも可）

指定管理者は、縮景園・美術館の事業や活動内容と連動した運営を行うこと等によってサービスの向上を図ることができるように努めること。

なお、営業内容及び外部委託を行う場合の委託先については、行政財産又は都市公園の使用等許可申請書を提出する際に、広島県と協議の上、決定するものとする。

ア 使用等許可を行う対象施設等

縮景園 売店

美術館 レストラン、ティールーム、ミュージアムショップ

イ 使用料の納入

広島県からこれらの施設の使用等許可を受けた指定管理者は、別途定める使用料を広島県に

納付する。また、電気、ガス、水道等の必要経費を負担する。

ウ その他

指定管理者は、使用等許可等を行っていない場所に、自動販売機やコインロッカーなどを設置しようとするときは、その都度広島県と協議の上、設置の内容、目的、場所などを決定することとする。

(9) 調査及び監査

広島県が指定管理業務の実施状況や実績を確認するために、定期又は随時に行う調査に協力すること。また、広島県監査委員等が広島県の事務を監査するに当たり、必要に応じて指定管理者に対し、実地に監査し又は必要な記録の提出を求める場合があるが、その場合は、誠実に対応すること。

17 事業報告書等の提出

指定管理者は、指定手続条例第 4 条の規定に基づき、毎年度終了後及び指定を受けた期間の満了後 60 日以内に、事業報告書を広島県に提出すること。

そのほか、必要な事業計画書及び事業報告書については、各施設の指定管理業務の基準に基づいて提出すること。

18 必要な資格等の取得

指定管理者は、縮景園・美術館の管理運営に当たり、法令上必要とされる資格等については自らの責任と負担により取得すること（外部委託によることも可）。

19 申請書提出先（問合せ先）

広島県環境県民局文化芸術課（南館 3 階）

〒730-8511 広島市中区基町 10 - 52

電 話 0 8 2 - 5 1 3 - 2 7 1 9

F A X 0 8 2 - 2 2 7 - 2 5 4 9

E-mail kanbunka@pref.hiroshima.lg.jp

封筒の表に「広島県縮景園・広島県立美術館申請書類在中」と朱書きしてください。

別紙 1 (本要項 4 関連)

広島県縮景園・広島県立美術館
指定管理業務の遂行上必要な資格等一覧

施設名	業務	必要資格	根拠法令
縮景園	樹木等維持管理	1 級造園施工管理技士	
		1 級造園技能士	
	庭園管理	清掃作業監督者又は建築物衛生管理技術者	建築物衛生法施行規則
	受付等業務	英会話	
		手話	
		パソコン（エクセル・ワード）	
	施設警備等業務	警備業法指定講習修了者	警備業法
美術館	電気・機械設備運転 管理保守業務	第三種電気主任技術者	電気事業法
		建築物環境衛生管理技術者	建築物衛生法
		消防設備点検資格免許取得者	消防法
		玉掛技能講習修了者	労働安全衛生法
	清掃業務	清掃作業監督者	建築物衛生法施行規則
		建築物衛生管理技術者	建築物衛生法
		ビルクリーニング技能者	職業能力開発促進法
	エレベーター・エス カレーター保守点 検業務	一級建築士	建築基準法
		二級建築士	建築基準法
		建築基準適合判定資格者	建築基準法
		昇降機検査資格者	建築基準法
	受付等業務	英会話	
		手話	
		パソコン（エクセル・ワード）	
	施設警備等業務	警備業法指定講習修了者	警備業法
	建築設備法定点検	一級建築士等	建築基準法

広島県縮景園及び広島県立美術館における広島県と指定管理者のリスク分担表

基本的なリスク分担の考え方は、次表のとおりとする。

リスクの種類		リスクの内容		負担者		備考
				広島県	指定管理者	
共通事項	不可抗力によるリスク	広島県又は指定管理者の行為とは無関係に生じる事象で、通常の予防では防止し得ないもの（戦争、テロ、風水害、地震等）	施設等の復旧	○		
			応急措置及び施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）		○	
	制度関連リスク	法制度の新設・変更に伴うもの	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するもの	○		
			管理基準の変更によるコストの増加	○		注) 1
			上記以外		○	
	許認可取得リスク	上記に伴う新たな許認可等の取得	施設等の設置に伴うもの	○		
			上記以外		○	
	税制度リスク	税制度の変更に伴うもの	指定管理者制度、各施設の設置管理条例に影響を及ぼすもの（消費税等）		○	注) 2
			法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税等）		○	
	料金減免リスク	各施設の設置管理条例に基づく利用料金の減免	減免要件に該当するものに行うもの	○		
	住民対応リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等	施設等の設置に係るもの	○		
			上記以外		○	注) 3
	環境問題リスク	想定外の周辺地域への環境問題（水質悪化、騒音、臭気等）	施設等の設置に係る瑕疵に伴うもの	○		
			上記以外		○	注) 3
維持管理業務	上記に伴う業務の中止リスク	広島県の責めによるもの（債務不履行、施設の廃止等）		○		
			指定管理者の責めによるもの（事業放棄・破綻等）		○	
	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延	規定整備、債務負担措置等の遅延に伴うもの	○		
			運転資金確保、開業準備等の遅延に伴うもの		○	
	支払遅延・不能リスク	広島県の管理経費の支払遅延・不能等に伴うもの		○		
	計画変更リスク	管理業務の内容変更	広島県による新たな施設整備に伴うもの	○		
			上記以外		○	
	施設瑕疵リスク	施設等の設置瑕疵に伴うもの		○		
	維持管理水準リスク	提供サービス水準の維持			○	
	維持管理コストリスク	維持管理コストの増大・減少	広島県の責めによる業務内容の変更に伴うもの	○		
			上記以外（物価・金利の変動等）		○	注) 4
	施設等損傷リスク	事故・火災等によるもの 劣化によるもの（電球交換等）			○	注) 5
					○	
	物品更新リスク	広島県に帰属する備品（美術品等を除く。）の更新・購入取得			○	注) 6
	修繕費リスク	大規模修繕		○		注) 7
					○	
		管理施設の利用不能による収入の減少	広島県が行う大規模修繕工事によるもの			
			上記以外の修繕工事によるもの		○	
その他業務	来園(館)者リスク	来園(館)者、展示施設等利用者とのトラブル等			○	注) 3
	事故リスク	来園(館)者の事故、食中毒等	県の施設等の設置瑕疵に係るもの	○		
			上記以外		○	
	盗難紛失リスク	金銭と物品の盗難、紛失等			○	注) 8
	営業リスク	レストラン等の営業に伴うトラブル、事故等			○	
	イベントリスク	指定管理者の自主事業の実施に伴うトラブル、事故等			○	

注) 1 基本的には甲が負担するが、乙の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、乙が行うものとする。

2 基本的には乙が負担するが、利用料金の見直し等を伴う場合は、甲が対応する。

3 基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

4 物価等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、次の考え方により管理費用を改定する。ただし、指定期間の初年度は、改定しない。

物価変動の指標値

以下に示す指標の変動に基づいて改定を行う。

使用する指数：「企業向けサービス価格指数」(日本銀行調査統計局)の「諸サービス」の「建物サービス」における7月から翌年6月の年平均値

改定計算方法

1年に1回、指標値の比較を行い、物価変動の指標値が前回改定時から3%以上変動した場合に、次の計算方法により改定を行う。なお、改定後の管理費用の1,000円未満の端数については切り捨てとする。

$$Pn' = Pn \times I_{n-1} / I_r$$

Pn : n 年度の管理費用(税抜)

Pn' : 改定後の n 年度の管理費用(税抜)

I_{n-1} : $n-2$ 年7月～ $n-1$ 年6月の指標の年平均値

I_r : 前回の改定の基礎となった年平均値 1回目の改定は、令和7年度7月～8年度6月の年平均値とする。

(3) 改定の手続き

乙は、原則として、改定計算を行う年の8月末日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して翌年度以降の管理費用の合計金額を甲に通知し、甲の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。なお、消費税が改定された場合は、上記改定の計算方法について、甲と乙で協議するものとする。

- 5 基本的には乙が対応するが、建物の火災保険の加入は甲が行う。
- 6 甲乙協議して対応する。
- 7 大規模修繕は費用が概ね100万円を超えるものとする。乙による修繕も認めることとするが、事前に甲と協議すること。
- 8 乙は、自己の責任において、各種保険の加入等の対策をとるものとする。

広島県縮景園利用料金減免一覧表

縮景園の園内施設の利用料金

要 件	縮景園
県が主催する事業のために利用するとき	免除

駐車場の利用料金

要 件	縮景園
身体障害者等が自ら車両を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して駐車場を利用した場合	免除
県が主催する事業のために利用するとき	免除

広島県立美術館利用料金減免一覧表

展示施設等の利用料金

要 件	適用
県が主催する事業のために利用するとき	免除
身体障害者等又は身体障害者等が主体となって構成する団体が、美術活動として展示施設等を利用する場合	1/2減免
国又は地方公共団体が、身体障害者等の美術の振興を図る行事のために展示施設等を利用する場合	1/2減免
社会福祉事業を推進する団体が当該団体の設立の目的のために使用するとき	1/5減免
小学校・中学校・特別支援学校の幼稚部又は幼稚園の学校教育活動で児童・生徒・幼児が使用するとき	1/5減免

駐車場の利用料金

要 件	適用
身体障害者等が自ら車両を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して駐車場を利用した場合	免除
県が主催する事業のために利用するとき	免除

縮景園の令和 5 ～ 7 年度（ 3 年間 ） の実績

1 利用状況

（ 1 ）入園者数

単位：人

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
総入園者数	332,929	379,526	462,281

（ 1 - 2 ）入園料（ 県収入 ）

単位：千円

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
総収入（ 所蔵作品展 ）	53,316	62,483	96,638

（ 2 - 1 ）駐車場利用台数

単位：台

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
駐車場利用台数	21,595	25,051	24,524

（ 2 - 2 ）駐車場利用料金

単位：千円

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
駐車場利用料金	11,425	14,600	14,031

（ 3 - 1 ）園内施設利用件数

単位：件

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
清風館・明月亭	34	32	32

（ 3 - 2 ）園内施設利用料金

単位：千円

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
清風館・明月亭	416	402	522

3 支出状況

(1) 光熱水費

単位：千円

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電気	4,373	5,253	5,240
水道	1,679	2,036	4,064
ガス	346	337	431
燃料	120	133	102
計	6,518	7,759	9,837

(2) 修繕費

単位：円

	内 容	金額
令和5年度	四ツ目垣補修（更新）	2,931,500
	清風館 荻穂垣更新 木柵作成工事	313,390
	清風館、明月亭 襖・障子張替	209,000
	危険木の伐採	172,000
	北門配水桝更新工事	165,000
	売店 シロアリ駆除	148,500
	縮景園 売店エアコン取付工事	125,000
	明月亭 シロアリ予防工事	110,000
	10万円未満	371,051
	計	4,545,441
令和6年度	北門倉庫屋根復旧工事	314,600
	清風館 シロアリ防除	308,000
	龍門峡ポンプ修理（オーバーホール）	275,506
	縮景園 水門巻上げ支柱修繕	254,100
	銀河溪ポンプ修理（オーバーホール）	231,550
	四ツ目垣補修（更新）	2,640,000
	濯纓池池淵護岸乱杭改修工事	188,000
	清風館沓脱石簀取付工事	170,500
	売店隣男子トイレ女子トイレ シロアリ駆除及び防除	159,500
	10万円未満	744,698
	計	5,286,454
令和7年度	水路浚渫業務	1,045,000
	駐車場タイムレジスター	330,000
	清風館アクリル障子H1810*W936 3mm 6枚	313,500
	北門側最終桝補修工事	286,000
	明月亭、有照庵、超然居 シロアリ駆除及び防除	231,000
	四ツ目垣補修（更新）	2,640,000
	清風館 備品工事	172,700
	10万円未満	640,931
	計	5,659,131

美術館の令和5～7年度（3年間）の実績

1 利用者及び収入状況

（1-1）所蔵作品展入館者数 単位：人

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総入館者数（所蔵作品展）	73,282	57,067	97,684

（1-2）所蔵作品展入館料（県収入） 単位：千円

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総収入（所蔵作品展）	7,976	6,444	9,547

（2-1）駐車場利用台数 単位：台

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
駐車場利用台数	19,492	25,345	25,393

（2-2）駐車場利用料金 単位：千円

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
駐車場利用料金	12,316	17,426	17,308

（3-1）展示施設等入場者数 単位：人

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県民ギャラリー	91,923	86,634	82,783
講堂	5,703	5,650	6,607
合計	97,626	92,284	89,390

（3-2）展示施設等利用料金 単位：千円

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県民ギャラリー	14,170	13,071	12,201
講堂	1,001	988	900
合計	15,171	14,059	13,101

（4）電気施設利用料金 単位：千円

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県民ギャラリー・講堂	176	175	194

3 支出状況

（1）光熱水費 単位：千円

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電気	57,625	58,041	52,030
水道	8,485	11,219	13,128
ガス	18,142	22,999	20,599
燃料	50	12	11
計	84,302	92,271	85,768